

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－605	承認日	1981.8.19	1/1
タクシーチケットの支給基準					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

#### 1. 考え方

職員が業務上必要な時は病院所有の公用車の使用を原則とするが、使用中或いは使用困難なときは、タクシーチケットを支給し業務の円滑化を図る。

#### 2. 基準

- ① 往診、訪問看護等で徒歩困難なとき。
- ② 緊急手術時等で公共乗物を利用できない時の看護婦・技術者等（呼び出しを含む）
- ③ その他、緊急やむを得ざると事務長又はその代理者が認めたとき。

#### 3. 保管・管理

原則として総務課長或いは主任或いは指名した者の保管とするが、休日・祭日・時間外等の点もあり外来及び手術室においても管理権限を委譲し、その責任者の責任において管理する。

- ① 総務課長、主任又は指名された者が保管する。
- ② 外来婦長が保管する。
- ③ 手術室婦長が保管する。

#### 4. 使用時の記録者

チケット控に年月日、区間、使用理由、使用者名を記入する。

総務において請求書と控を照合し、事務長の点検を受けなければならない。

1981年8月19日 制 定